

# 両立支援レベルアップ助成金

平成19年度予算案 3, 562 百万円

(赤字部分はH19年度拡充内容)

## 代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給。

(1) 原職等復帰について、平成12年4月1日以降新たに就業規則等に規定した事業主の場合

	対象労働者1人当たり	
①最初に要件を満たした育児休業取得者(対象労働者)が生じた場合	中小企業	50万円[40万円]
	大企業	40万円[30万円]
②2人目以降の対象労働者が生じた場合 (最初に対象労働者が生じた日の翌日から3年間(→5年間)、①と合わせて1事業所当たり1年度20人(→10人)まで)	中小企業	15万円
	大企業	10万円

(2) 原職等復帰について、平成12年3月31日までに既に就業規則等に規定していた事業主の場合

	対象労働者1人当たり	
対象労働者が生じた場合 (平成12年4月1日以降対象労働者が生じた日の翌日以降3年間、1事業所当たり1年度20人まで)	中小企業	15万円
	大企業	10万円

## 休業中能力アップコース

育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るために、次のいずれか1つ以上の措置(職場復帰プログラム)を実施した事業主・事業主団体に支給。

- ①在宅講習
- ②職場環境適応講習
- ③職場復帰直前講習
- ④職場復帰直後講習

支給限度額 (1事業所当たり100人まで)	中小企業	21万円
	大企業	16万円

②職場環境適応講習と③職場復帰直前講習を同時期に実施する場合は、職場復帰直前講習の支給が優先。

## 子育て期の柔軟な働き方支援コース

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる次のいずれかの制度を新たに就業規則等に規定し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、これらの制度を利用した場合に、事業主に支給。

(①育児休業に準ずる制度 ②短時間勤務制度 ③フレックスタイム制度(労働基準法第32条の3の規定による労働時間の制度) ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度 ⑤所定外労働をさせない制度)

支給額 (1事業主1回限り※)	①、②の制度の場合	中小企業	50万円[40万円]
		大企業	40万円[30万円]
上記以外の制度の場合	中小企業	20万円[15万円]	
	大企業	15万円[10万円]	

※H19年度以降、2人目以降の対象労働者が生じた場合にも支給(①又は②の制度についてのみ支給)。

対象労働者1人当たり 中小企業 15万円、大企業10万円(最初に対象労働者が生じた翌日から5年間、1企業当たり延べ10人まで)

## ベビーシッター費用等補助コース

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成。

助成率	中小企業	2分の1
	大企業	3分の1

支給は、1事業所当たり5年間。年間限度額は、企業規模にかかわらず、1人当たり30万円、かつ1事業所当たり360万円。

また、労働者の育児・介護サービス利用料を補助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて労働者に費用補助を行った場合に、上記の費用助成に加えて一定額の助成。

支給額 (1事業主につき)	中小企業	40万円[30万円]
	大企業	30万円[20万円]

※[]内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出が無い場合

## 事業所内託児施設設置・運営コース

労働者のための託児施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、運営及び増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成。

設置費	助成率等	助成限度額	
		2, 300万円	
増築費	増築	1, 150万円	(5人以上の定員増を伴う増築、体調不良児のための安静室等の整備)
	建替え	2, 300万円	(5人以上の定員増を伴う建替え)
	2分の1 (中小企業 → 3分の2)	規模に応じ 最高699万6千円	
	通常型	規模に応じ 最高951万6千円	
	時間延長型	規模に応じ 最高1, 014万6千円	
	深夜延長型	規模に応じ 最高1, 014万6千円	
運営費 (運営開始後5年間)	体調不良児対応型	上記それぞれの型の運営に係る額 +165万円	
保育遊具等購入費	自己負担金10万円を控除した額	40万円	

常時雇用する労働者が300人以下の事業主でも次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出していることが必要。

## 男性労働者育児参加促進コース

男性の育児休業取得を促進するなど、男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けた取組を行う事業主を、(財)21世紀職業財団地方事務所長が指定した上で、指定を受けた事業主が実際に取組を行った場合に、1年度につき50万円、2年度を限度として支給。

支給機関:(財)21世紀職業財団